9　農地法許可（受理）証明関係

1　証明権者について

(1) 農業委員会長の証明

農地法の規定により農業委員会に委任されている事務に伴うもの。

(2) 県知事の証明

(1)以外の県知事権限に属するもの。

2　証明できる期限について

証明できる期限は、原則として証明する機関が定めている文書保存年限以内のものであること。

※　提出部数：農業委員会長の証明→２部・県知事の証明→３部